

下記業務について、公募型プロポーザルに係る手続開始に当たり、参加希望者の募集を行うので公告する。

令和8年4月9日

富士市病院事業管理者 児島 章



## 第1 事業の概要

### 1 事業名

富士市立中央病院新病院建設事業

### 2 建設地の概要

#### (1) 建設計画地

静岡県富士市高島町 50 番地 他 18 筆 (36, 37, 38, 39, 40, 41, 43, 44, 45, 46, 47, 48, 49, 51, 52, 53, 54, 204 番地)

#### (2) 敷地面積

約 34,800 m<sup>2</sup> (新病院の建設工事敷地部分の敷地面積は約 11,000 m<sup>2</sup>)  
※上記は参考値であり、設計の結果によって変更となる可能性がある。

#### (3) 地域地区等

地域地区	市街化区域
用途地域	第一種住居地域 (近隣商業地域に変更予定)
防火地域	なし (法 22 条区域)
地区計画	なし (用途地域の変更に伴い指定予定)
指定建ぺい率	60% (近隣商業地域に変更後も変更無し)
指定容積率	200% (近隣商業地域に変更後も変更無し)

### 3 整備予定の機能及び規模

#### (1) 施設整備の基本方針・重点施策

現病院の建物は築 40 年を超え、施設の狭隘化や、病院建物としての機能の陳腐化、院内の人・モノの動線の交雑による使い難さが顕著になっている。

富士医療圏の中核病院として、それら現病院の不具合を解消し、医療需要に十分に答えられる病院機能を強化・維持するため、以下の基本方針に基づき、病院の建て替え整備を行う。

##### ① 医療需要に応えられる救急部門の拡充整備

- ・救急外来の初療室の拡充
- ・救急外来と放射線・内視鏡検査室との近接、緊急用エレベーターを介した ICU・HC U・手術室への動線の効率化
- ・救急車の駐車スペースの拡充、受け入れの円滑化

##### ② 大規模災害時においても病院機能を維持できる施設の整備

- ・大規模災害時における受入患者のトリアージスペースの検討
- ・豪雨による浸水対策
- ・免震構造の採用

- ・ 小・中規模噴火における降灰・噴石対策、清掃性の向上
- ・ 災害時の診療機能維持
- ③ 医療環境や医療技術、地域の人口動態の変化に対応できる施設整備
  - ・ 将来の人口減少に応じることのできる病棟（病室）構造の検討
  - ・ 分かりやすい動線や部門・諸室配置、ユニバーサルデザインやバリアフリー計画
  - ・ 新たな診療科の増設や外来診察室の増室、医療機能の高度化、医療機器装置の大型化等のほか、将来のレイアウト変更の自由度が高い施設整備
  - ・ 働き方改革に伴う多様な職種に対応した諸室・スペース・設備の整備
- ④ 感染症対策施設の整備
  - ・ 感染外来の機能拡充
  - ・ 第二種感染症指定医療機関としての感染症病床整備
  - ・ 病棟以外の各部門の感染対策が可能な諸室整備
  - ・ 感染拡大時を考慮したゾーン設定と動線計画
  - ・ 血液内科の治療に対応した無菌室（クリーンルーム）の整備
- ⑤ 省エネルギー化や自然環境に配慮したエコロジカルな施設整備
  - ・ 環境負荷への配慮と共にランニングコスト低減を考慮した省エネ技術活用
  - ・ 自然採光や自然換気、井戸水の利用等自然エネルギーの有効活用
  - ・ 自然との調和や美観を意識した緑豊かな療養環境の整備

(2) 建築概要

施設名称	工事種別	適用
[富士市立中央病院新病院]	新築	現病院の建て替え新棟。附帯する敷地内通路及び新病院新築工事範囲内の外構を含む。 新病院の新築工事区域の既存第一駐車場解体工事。 計画によっては現病院の一部を先行解体し、これに伴う機能維持のための改修工事及び外構の改修工事が発生する。
[地域医療連携センター棟] [車庫棟]	(仮) 改修*1	既存建物。新病院開院後も継続利用。工事区域内。地域医療連携センター棟については、給排水設備を撤去の上、継続利用。提案により移築の検討も可。(移築の場合は別途工事)
[ポンプ室棟]	(仮) 一部解体*1	地下の水槽部分を防火水槽として再利用できる場合は、地上部分のみを解体。
[現病院本館・別館・付属棟]	工事対象外	最終的に現病院は全て解体し、その跡地は駐車場等として外構工事を行う(別途工事)*2 設計業務及び、工事監理業務のみ業務対象
[第二駐車場プレハブ棟]	改修不要	改修不要だが、2階が空くことになるので、利活用の検討を行う。
[他の付属施設]*5	工事対象外	第二駐車場・第三駐車場・水防団小屋・保育所・本市場倉庫・職員休憩室等*3・看護師寮しらゆり*4・医師住宅*4

\*1：表中の(仮)は、応募者の提案に依る。

\*2：設計業務、工事監理業務は本事業の対象業務とする。発注区分表を参照のこと。

\*3：職員休憩室はリース建築物であるため、発注者側撤去予定。

\*4：令和8年10月末に解体工事完了予定。完了後は荒造成の上、防草シート敷。

\*5：関連施設を含む。

#### 4 事業方式

本事業の事業方式は、基本設計デザインビルド（DB）方式（事業者が新設等を行う施設の設計（基本設計及び実施設計をいう。）工事監理等、施工の業務を一括して行う方式をいう。）とする。

#### 5 本事業の契約期間

本事業の契約期間は、優先交渉権者決定後最初の契約（事業契約又は、設計業務委託契約）締結日の翌日から本事業における業務の完了日までとする。

ただし、受注者の技術提案書に基づく発注者と受注者との協議の結果、発注者が認めた場合には、当該期間を変更することができる。

#### 6 各業務等の履行期間

上記5の本事業の契約期間内の各業務等の履行期間は、技術提案書における履行期間の提案に基づき発注者と受注者との協議にて、発注者が認めた期間とする。

なお、応募者は上記5の期間内の各業務にかかる履行期間を示した業務スケジュール表を、契約時までに策定すること。

#### 7 目標価格（消費税及び地方消費税を除く）

39,690,000,000円

上記の目標価格は、現在の市況に応じて設定した本プロポーザルにおける評価基準となる価格であり、本事業の工事の他、設計業務及び工事監理業務に掛かる費用も含む。

#### 8 関係法令等の遵守

応募者は、本事業を実施するにあたり必要とされる関係法令（法律、政令、省令、条例及び規則）等を遵守するものとする。

#### 9 支払い条件

本事業代金額のうち、設計業務委託料は、富士市建設関連業務委託契約約款第32条、第37条の規定により支払う。新病院建設工事の基本設計業務完了時、実施設計業務完了時及び、現病院解体工事設計業務完了時に、各業務の富士市建設関連業務委託契約約款第31条第2項に定める検査の合格後に各業務委託料を支払う。

新病院建設工事監理業務委託料は、富士市建設工事監理業務委託契約約款第28条の規定により、富士市建設工事監理業務契約約款第27条第2項に定める検査の合格後に支払う。

現病院解体工事監理業務委託料及び、現病院解体跡地外構工事監理業務委託料は、富士市建設工事監理業務委託契約約款第28条の規定により支払う。現病院解体跡地外構工事監理業務委託契約及び現病院解体跡地外構工事監理業務委託契約は、本事業契約あるいはこれと同等と認められる契約（設計業務委託契約、工事監理業務委託契約及び、建設工事請負契約）締結後に契約し、現病院解体工事監理業務委託料及び現病院解体跡地外構工事監理業務完了時に、各業務の富士市建設工事監理業務契約約款第27条第2項に定める検査の合格後に各業務委託料を支払う。

ただし、現病院解体工事監理業務委託料の富士市建設工事監理業務契約約款第29条第3項に基づく部分払金額は、当該業務の契約前に発注者と受注者が協議して決めるものとする。

また、工事請負代金の前払金は、富士市建設工事請負契約約款第34条の規定により支払う。ただし、同条の規定にかかわらず、支払いは年度ごとの支払とし、各年度の工事予定出来高金額の10分の4以内の額を支払う。

工事請負金額の部分払として、富士市建設工事請負契約約款第37条の規定により支払う。ただし、同条の規定にかかわらず、支払いは年度ごとの支払とし、最終年度以外の年度にあっては、当該年度の工事予定出来高金額の10分の9の額を上限とする当該年度の工事出来高金額の10分の9以内の額から当該年度の前払金を差し引いた金額を、富士市建設工事請負契約約款第37条第3項に定める検査の合格後に支払う。

建設工事の最終年度にあっては、工事請負代金額の支払い残額を富士市建設工事請負契約約款第32条の規定により、富士市建設工事請負契約約款第31条第2項に定める検査の合格後に支払う。

なお、各年度の工事予定出来高金額は、受注者が提出した技術提案の内容に基づき、事業契約もしくは建設工事請負契約の前に発注者と受注者が協議して決めるものとする。

各年度の前払金の額及び部分払金額は、発注者と受注者が協議して決定した工事予定出来高金額を基に、事業契約もしくは建設工事請負契約の前に発注者と受注者が協議して決めるものとする。

## 10 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律

本事業は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

## 第2 応募者の募集等に関する事項

### 1 応募者の選定の方法

応募者の選定は、公募型プロポーザル方式によるものとする。本事業の選定手続は、次のとおり、(1)参加要件の確認等（一次審査）、(2)提案審査（二次審査）の2段階により実施する。

#### (1) 参加要件の確認等（一次審査）

参加要件の確認として、第4.2に規定する応募者が、第4.3に規定する参加要件を満たしているかどうかを確認する。

#### (2) 提案審査（二次審査）

(1)により参加要件を有すると確認された応募者から提出された金額及び提案内容を総合的に評価した上で、優先交渉権者及び次点者を決定する。なお、提案審査は、書面によるほか、プレゼンテーションを通じて行う。

### 2 本事業の設計及び施工等に関する要求水準等

(1) 本事業を実施する上で、応募者が実施すべき業務及び工事内容は、「実施要領別添資料1 要求水準書」として提示する。

(2) 要求水準は、原則として発注者が要求する機能と性能の水準を規定するものであり、施設の具体的仕様及びそれらを構成する個々の工法や機器などについては、応募者が要求水準を満たすように提案するものである。

(3) 要求水準書の「第3章 要求水準（添付資料・参考資料を含む）」などにより具体的な仕様などを規定しているものは、見積条件の基準をそろえるために示したものであり、その決定については、同等以上の性能を有することを条件に、設計期間中に発注者との協議によって確定する。

(4) (3)に示す他、技術提案書として提案された内容も、設計業務の過程において、発注者との協議により具体的仕様その他を決定する。

(5) 「付属資料I 基本計画書」は、本事業の方針や要求水準書等の内容を伝達するものであり、それらを満足する計画の一例である。したがって、受注者は基本計画書の方針に沿って、要求水準書等を満足するように本事業に取り組むこと。

## 第3 参加要件

### 1 用語の定義

応募者の構成等にあたり、主な用語及び定義は次のとおりとする。

#### (1) 企業グループ及び企業に関する用語の定義

① 企業グループとは、本事業の業務範囲等をすべて完了又は完成させるために複数の企業で結成した事業組織体をいう。ただし、特定建設工事共同企業体のみの参加は除く。

② 企業グループの幹事企業を企業グループ代表企業という。

③ 企業グループのうち、②以外を企業グループ代表企業以外の構成企業という。

- ④ 設計企業とは、主たる業務として、設計業務及び工事監理業務を営む企業のことをいう。
- ⑤ 建設企業とは、主たる業務として、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める工事業を営む企業（設計業務又は工事監理業務を営んでいる場合も含む。）のことをいう。
- ⑥ 設計共同企業体（設計JV）とは、設計業務を営む複数の企業で構成された組織体をいう。
- ⑦ 工事監理共同企業体（工事監理JV）とは、工事監理業務を営む複数の企業で構成された組織体をいう。
- ⑧ 特定建設工事共同企業体（特定建設JV）とは、建設工事を実施するために複数の建設企業で構成された組織体をいう。

**(2) 業務等の担当企業に関する用語の定義**

- ① 設計業務  
設計担当企業とは次の企業をいう。
  - a 設計企業（単体）
  - b 設計業務を営む建設企業（単体）
- ② 工事監理業務  
工事監理担当企業とは次の企業をいう。
  - a 設計企業（単体）
  - b 工事監理業務を営む建設企業（単体）
- ③ 建設工事  
建設工事担当企業とは次の企業をいう。
  - a 建設企業（単体）

**(3) 企業グループに関する用語の定義**

企業グループに係る用語及び定義は次のとおりとする。

- ① 設計業務の管理技術者を配置する企業を設計共同企業体（設計JV）代表者という。
- ② 設計共同企業体（設計JV）のうち、①以外の企業を設計共同企業体（設計JV）構成員という。
- ③ 工事監理業務の管理技術者を配置する企業を工事監理共同企業体（工事監理JV）代表者という。
- ④ 工事監理共同企業体（工事監理JV）のうち、③以外の企業を工事監理共同企業体（工事監理JV）構成員という。
- ⑤ 本体工事の現場代理人を配置する企業を特定建設工事共同企業体（特定建設JV）代表者という。
- ⑥ 特定建設工事共同企業体（特定建設JV）のうち、⑤以外の企業を特定建設工事共同企業体（特定建設JV）構成員という。

**2 応募者の構成**

**(1) 応募者の構成は、以下に示す4つの形態のいずれかとする。**

- ① 単独企業
  - ② 特定建設工事共同企業体（特定建設JV）
  - ③ 建設工事担当企業又は特定建設JVと、設計担当企業又は設計共同企業体（設計JV）の組み合わせによる企業グループ
  - ④ 建設工事担当企業又は特定建設JVと、設計担当企業又は設計共同企業体（設計JV）及び、工事監理担当企業又は工事監理共同企業体（JV）の組み合わせによる企業グループ
- なお、以下のことに留意して企業グループ及び特定建設JVを構成すること。
- ア 企業グループ及び特定建設JVの途中変更は認めない。
  - イ ②の場合は、特定建設JVの代表者が参加手続を代表して行うこと。
  - ウ ③及び④の場合は、企業グループ代表企業が参加手続を代表して行うこと。
  - エ 特定建設JV、設計JV又は、工事監理JVの代表者又は構成員若しくは、企業グループの構成企業として本事業に応募した者は、本事業において他の応募者の特定建設

J V、設計 J V及び、工事監理 J Vの代表者及び構成員並びに、企業グループの代表企業及び構成企業になることはできない。

オ 特定建設 J V、設計 J V、工事監理 J V及び、企業グループを結成する場合は、自主結成とし参加要件の確認までに発注者の承認を受けること。

- (2) 応募者が(1)③、④の企業グループの場合は、原則以下のとおりとすること。
  - ア 建設企業(単体)又は特定建設 J Vの代表者は、企業グループ代表企業であること。
- (3) 応募者が(1)②の特定建設 J V及び、③及び④の企業グループの場合は、原則以下のとおりとすること。
  - ア 特定建設 J Vの出資比率の最小限度基準について、特定建設 J Vの代表者以外の構成員の出資比率を5パーセント以上とすること。
- (4) (1)②~④の特定建設 J Vは、富士市建設工事共同企業体取扱要領の第1章及び第2章によって規定された共同企業体をいう。
- (5) (3)及び(4)の規定については、その一部について変更を求める場合には、技術提案書の提出前に、質疑書を提出すること。

### 3 プロポーザルの参加要件

#### (1) 共通要件

応募者は、以下の要件を全て満たす者とする。

- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 会社更生法に基づく更生手続開始、民事再生法に基づく再生手続開始又は破産法に基づく破産手続開始の申立てをしていない者及びこれらの申立てがなされていない者であること。
- ③ 参加表明書の提出期限時点からプレゼンテーションの日までの間を継続して、「富士市工事請負契約等に係る指名停止等措置要領」又は「富士市物品購入等の契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- ④ 当該業務に係る業種において、参加要件の確認等(一次審査)書類の提出期限の日において令和8・9年度富士市競争入札参加資格審査登録者であること。そのために、令和8年4月20日までに登録申請手続きを済ませておくこと。
- ⑤ 応募者の構成員(構成企業も含む)のいずれかが、他の応募者の構成員(構成企業も含む)でないこと。
- ⑥ 応募者の構成員(構成企業も含む)のいずれかが、他の応募者の構成員(構成企業も含む)との間に、次のいずれかに該当する関係がないこと。

#### ア 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社(会社法第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ)又は子会社の一方が更生会社(会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。以下同じ)又は再生手続が存続中の会社(民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等(会社法施行規則第2条第3項第2号の規定による会社等をいう。以下同じ))である場合は除く。

(ア) 親会社(会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ)と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

#### イ 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人(会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人)を現に兼ねている場合

#### ウ その他の関係

上記ア又はイと同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。

- ⑦ 次に掲げる要件のいずれにも該当しない者であること。
- ア 役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいう。以下同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）であると認められる者
  - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者
  - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者
  - エ 役員等が直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められる者
  - オ 前各項目に規定するもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者
- ⑧ 第10.2に規定する審査委員会の委員が属する企業又は当該企業と資本関係若しくは人的関係のある者でないこと。
- ⑨ 富士市新病院建設発注支援業務等を委託している次に掲げる法人との間に上記⑥アの資本関係、イの人的関係、及びウのその他の関係を有する者でないこと。
- 所在地 大阪市中央区高麗橋3-3-11 淀屋橋フレックスタワー  
 会社名 株式会社プラスPM  
 氏名 代表取締役 木村 譲二

**(2) 本事業の設計業務を実施する者**

設計業務を実施する者は、①及び②の全ての要件を満たすこと。

- ① 会社の要件
- ア 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による一級建築士事務所の登録を受けた者であること。
  - イ 設計担当企業又は設計共同企業体代表者は、以下の業務を受注した実績を有すること。参加要件確認基準日において平成23年度以降に設計業務（基本設計及び実施設計）が完了した、300床以上かつ延べ床面積20,000㎡以上の病院の新築又は改築工事の基本設計から実施設計まで一貫した設計業務の実績を有すること。  
 ※ 元請（設計共同企業体案件の場合は、当該設計共同企業体の代表者であることをいう。以下同じ。）として受注した実績であること。
- ② 配置予定技術者の要件
- 新病院新築工事の設計業務の技術者には次のアからオの要件を満たす各分野の技術者を各1名配置すること。
- 配置予定技術者は、実績案件の設計業務履行期間の過半にわたって配置されていた者で、設計業務を実施する者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者で、参加要件確認書類提出日において雇用期間が3か月以上経過している者に限る。
- ア 管理技術者（本設計業務全般の管理及び統括を行う者をいう。以下同じ。）
    - a 設計業務の管理技術者を設計担当企業又は設計共同企業体代表者から選出すること。
    - b 参加要件確認基準日において平成23年度以降に設計業務（基本設計及び実施設計）が完了した、100床以上かつ延べ床面積10,000㎡以上の病院の新築又は改築工事の基本設計から実施設計まで一貫した業務に管理技術者として従事した実績かつ、300床以上の病院の新築又は改築工事の設計業務（基本設計又は実施設計）に管理技術者として従事した実績を有し、一級建築士の資格を有すること。また、統括責任者の兼務を可とする。

- c 工事監理業務を実施する者のうち、工事監理業務の管理技術者との兼務は、不可とする。
- イ 建築主任技術者  
参加要件確認基準日において平成 23 年度以降に設計業務（基本設計及び実施設計）が完了した、100 床以上かつ延べ床面積 10,000 m<sup>2</sup>以上の病院の新築又は改築工事の基本設計から実施設計まで一貫した基本設計及び実施設計業務の実績又は、300 床以上の病院の新築又は改築工事の基本設計又は実施設計業務の実績を有し、一級建築士の資格を有すること。また、現病院解体工事及び現病院解体跡地外構工事の設計業務における建築主任技術者と兼務を可とする。
- ウ 構造主任技術者  
参加要件確認基準日において平成 23 年度以降に設計業務（基本設計又は実施設計）が完了した、延べ床面積 10,000 m<sup>2</sup>以上かつ 5 階建て以上で免震構造の新築又は改築工事の基本設計業務又は実施設計業務の実績を有し、構造設計一級建築士又は一級建築士の資格を有すること。また、現病院解体工事及び現病院解体跡地外構工事の設計業務における構造主任技術者と兼務を可とする。
- エ 電気設備主任技術者  
参加要件確認基準日において平成 23 年度以降に設計業務（基本設計又は実施設計）が完了した、100 床以上かつ延べ床面積 10,000 m<sup>2</sup>以上の病院の新築又は改築工事の基本設計業務又は実施設計業務の実績を有し、設備設計一級建築士又は建築設備士の資格を有すること。また、現病院解体工事及び現病院解体跡地外構工事の設計業務における電気設備主任技術者と兼務を可とする。
- オ 機械設備主任技術者  
参加要件確認基準日において平成 23 年度以降に設計業務（基本設計又は実施設計）が完了した、100 床以上かつ延べ床面積 10,000 m<sup>2</sup>以上の病院の新築又は改築工事の基本設計業務又は実施設計業務の実績を有し、設備設計一級建築士又は建築設備士の資格を有すること。また、現病院解体工事及び現病院解体跡地外構工事の設計業務における機械設備主任技術者と兼務を可とする。
- カ 新病院新築工事の工事監理業務の各主任技術者と同一の役割の主任技術者での兼務は可とする。建設工事を実施する技術者の兼務は不可とするが、電気設備主任技術者および機械設備主任技術者は兼務可能とする。

### (3) 本事業の工事監理業務を実施する者

工事監理業務を実施する者は、①及び②の全ての要件を満たすこと。

- ① 会社の要件
  - ア 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定による一級建築士事務所の登録を受けた者であること。
  - イ 工事監理担当企業又は工事監理共同企業体代表者は、以下の業務を受注した実績を有すること。参加要件確認基準日において平成 23 年度以降に工事が完成した、300 床以上かつ延べ床面積 20,000 m<sup>2</sup>以上の病院の新築又は改築工事の工事監理の実績を有すること。  
※ 元請（工事監理共同企業体案件の場合は、当該工事監理共同企業体の代表者であることをいう。以下同じ。）として受注した実績であること。
- ② 配置予定技術者の要件  
新病院新築工事の工事監理業務の技術者には次のアからカの要件を満たす各分野の技術者を各 1 名配置すること。  
配置予定技術者は、工事監理業務を実施する者（企業）と直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者で、参加要件確認書類提出日において雇用期間が 3 か月以上経過しているもの者に限る。また、建設工事を実施する配置技術者の所属部署との独立性が確認できる所属部署の者とする。

- ア 管理技術者（全般の管理及び統括を行う者をいう。以下同じ。）には、一級建築士の資格を有する者を配置し、設計担当企業、工事監理担当企業、設計共同企業体代表者又は、工事監理共同企業体代表者から選出すること。
- イ 建築主任技術者は、一級建築士の資格を有すること。  
また、現病院解体工事及び現病院解体跡地外構工事の工事監理業務における建築主任技術者と兼務を可とする。
- ウ 構造主任技術者は、構造設計一級建築士又は一級建築士の資格を有すること。また、現病院解体工事及び現病院解体跡地外構工事の工事監理業務における構造主任技術者と兼務を可とする。
- エ 電気設備主任技術者は、設備設計一級建築士又は建築設備士の資格を有すること。また、現病院解体工事及び現病院解体跡地外構工事の設計業務における電気設備主任技術者と兼務を可とする。
- オ 機械設備主任技術者は、設備設計一級建築士又は建築設備士の資格を有すること。また、現病院解体工事及び現病院解体跡地外構工事の設計業務における機械設備主任技術者と兼務を可とする。
- カ 新病院新築工事の設計業務の各主任技術者と同一の役割の主任技術者での兼務は可とする。ただし、建設工事を実施する技術者との兼務は不可とする。

#### (4) 本事業の建設工事を実施する者

建設工事を実施する者は、①及び②の全ての要件を満たすこと。

##### ① 会社の要件

- ア 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 1 項及び別表第一第一の規定による建築工事業（特定建設 J V の代表者以外の構成員の場合は、担当する建設工事の業種）につき、許可を有しての営業年数が 5 年以上でありかつ、建設業法第 15 条に定める特定建設業の許可を有すること。
- イ 建設工事担当企業又は特定建設 J V 代表者は、次の工事を受注した実績を有すること。  
参加要件確認基準日において平成 23 年度以降に建設工事が完成した、300 床以上かつ延べ床面積 20,000 m<sup>2</sup>以上で免震構造の病院の新築又は改築工事の実績を有すること。  
※ 元請（特定建設 J V 案件の場合は、当該特定建設 J V の代表者であることをいう。以下同じ。）として受注した実績であること。
- ウ 建設業法第 27 条の 23 第 1 項に規定する経営事項審査における建築一式工事の総合評定値（P）が 820 点以上であること。

##### ② 配置予定技術者の要件

建設工事を実施する技術者には、次のア及びイの要件を満たす各分野の技術者を各 1 名配置こと。

本体工事を実施する者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者で、参加要件確認書類提出日において雇用期間が 3 か月以上経過しているものに限る。ただし、実績に関しては全工事期間の過半に従事した工事実績しか認めない。

##### ア 現場代理人

参加要件確認基準日において平成 23 年度以降に建設工事が完成した次の（A）から（C）のいずれかの実績を有し、当該工事において現場代理人、監理技術者又は工事担当者として従事した経験を有すること。

（A）地上 5 階建て以上かつ延べ床面積 20,000 m<sup>2</sup>以上の建物の新築又は改築工事（一般建築物）

（B）200 床以上かつ延べ床面積 15,000 m<sup>2</sup>以上の病院の新築又は改築工事

（C）免震構造の建物の新築又は改築工事

また、1 級建築施工管理技士又は一級建築士の資格を有すること。なお、統括責任者の兼務を可とする。建設工事担当企業又は特定建設工事共同企業体代表者から配置されることとし、本体工事期間のみ専任とする。

イ 監理技術者

参加要件確認基準日において平成 23 年度以降に建設工事が完成した次の (A) から (C) の実績を有し、当該工事において現場代理人、監理技術者又は工事担当者として従事した経験を有すること。

(A) 地上 5 階建て以上かつ延べ床面積 20,000 m<sup>2</sup>以上の建物の新築又は改築工事 (一般建築物)

(B) 200 床以上かつ延べ床面積 15,000 m<sup>2</sup>以上の病院の新築又は改築工事

(C) 免震構造の建物の新築又は改築工事

また、1 級建築施工管理技士又は一級建築士の資格を有すること。なお、統括責任者、本体工事の設計業務の管理技術者、本体工事の現場代理人の兼務を可とする。建設工事担当企業又は特定建設工事共同企業体代表者から配置されることとし、本体工事期間のみ専任とする。

ウ 上記 (A) から (C) の実績については、現場代理人又は監理技術者のいずれかが満たしていれば足りるものとする。ただし、現場代理人及び監理技術者の双方が、それぞれ (A) から (C) のうち少なくとも 1 つ以上の実績を有すること。

エ 次に掲げる届出を履行していること。

健康保険法 (大正 11 年法律第 70 号) 第 48 条の規定による届出。

厚生年金保険法 (昭和 29 年法律第 115 号) 第 27 条の規定による届出。

雇用保険法 (昭和 49 年法律第 116 号) 第 7 条の規定による届出の義務を満たしていること。

オ 建設工事を実施する全ての技術者は、本事業の工事監理業務を実施する配置技術者との兼務を不可とする。

(5) 統括責任者の配置

本事業の契約の相手方となった者は、以下の条件を満たす統括責任者を 1 名配置するものとする。ただし、建設工事又は設計業務を実施する者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者で、参加要件確認書類提出日において雇用期間が 3 か月以上経過しているものに限る。

① 統括責任者は、参加要件確認基準日において平成 23 年度以降に実施設計業務を含む設計業務 (基本設計及び実施設計) が完了した、100 床以上かつ延べ床面積 10,000 m<sup>2</sup>以上の病院の新築又は改築工事の基本設計から実施設計まで一貫した設計業務に設計業務の管理技術者として従事した実績かつ、300 床以上の病院の新築又は改築工事の基本設計業務又は実施設計業務に設計業務の管理技術者として従事した実績又は、平成 23 年度以降に建設工事が完成した、地上 5 階建て以上かつ延べ床面積 20,000 m<sup>2</sup>以上の建物の新築又は改築工事に現場代理人、監理技術者又は、工事担当者として従事した実績又は、200 床以上かつ延べ床面積 15,000 m<sup>2</sup>以上の病院の新築又は改築工事に現場代理人、監理技術者又は、工事担当者として従事した実績を有し、設計業務の実績を有するものにあつては一級建築士の資格を有し、工事実績を有する者にあつては一級建築士又は 1 級建築施工管理技士の資格を有すること。ただし、全設計期間の過半にわたって従事した業務又は全工事期間の過半にわたって従事した業務の実績しか認めない。また、設計業務における管理技術者、本体工事の現場代理人、本体工事の監理技術者との兼務を可とする。なお、設計期間と工事期間で統括責任者の交代を可とするが、事業全体 (設計及び建設工事) を総合的に把握し、円滑に業務を遂行すること。

② 優先交渉権者は、優先交渉権者の決定通知受領後直ちに統括責任者を置き、その氏名その他必要な事項を直ちに発注者に通知しなければならない。また、統括責任者を変更したときも同様とする。

③ 統括責任者は、本事業に係る契約の履行に関し、事業の管理及び統括を行う。優先交渉権者は、次の各号に掲げる権限を除き、本事業に係る契約に基づく優先交渉権者の一切の権限を、統括責任者に委任することができる。

ア 契約金額の変更

イ 履行期間の変更

ウ 契約代金額の請求及び受理

エ 第12条第1項の請求の受理  
オ 第12条第2項の決定及び通知  
カ 本事業に係る契約の解除

- ④ 優先交渉権者は、本事業に係る契約に定める請求、通知、報告、申出、確認及び解除を、統括責任者を經由して行い、発注者は、本事業に係る契約に定める請求、通知、報告、申出、確認、承諾等を、統括責任者を經由して行う。
- ⑤ 優先交渉権者は、③の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち統括責任者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。
- ⑥ 優先交渉権者は、統括責任者に委任する権限のうち、施工業務に係る権限に限り、現場代理人に委任することができる。なお、現場代理人に委任する権限がある場合は、あらかじめ、委任する権限の内容を発注者に通知しなければならない。
- ⑦ 発注者は、統括責任者がその職務の執行につき、本事業の適正かつ確実な実施を確保するために著しく不相当と認められる場合には、優先交渉権者に対して、その理由を明示した書面により、統括責任者の変更等の必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- ⑧ 優先交渉権者は、前項の請求があった場合には、当該請求に係る措置について決定し、その結果について請求を受けた日から7日以内に発注者に通知しなければならない。

(6) 本事業のその他の配置予定技術者

現病院解体工事の設計業務並びに、現病院解体工事及び現病院解体跡地外構工事の工事監理業務を実施する者は、次の①及び②の要件を満たす各分野の技術者を各1名配置すること。

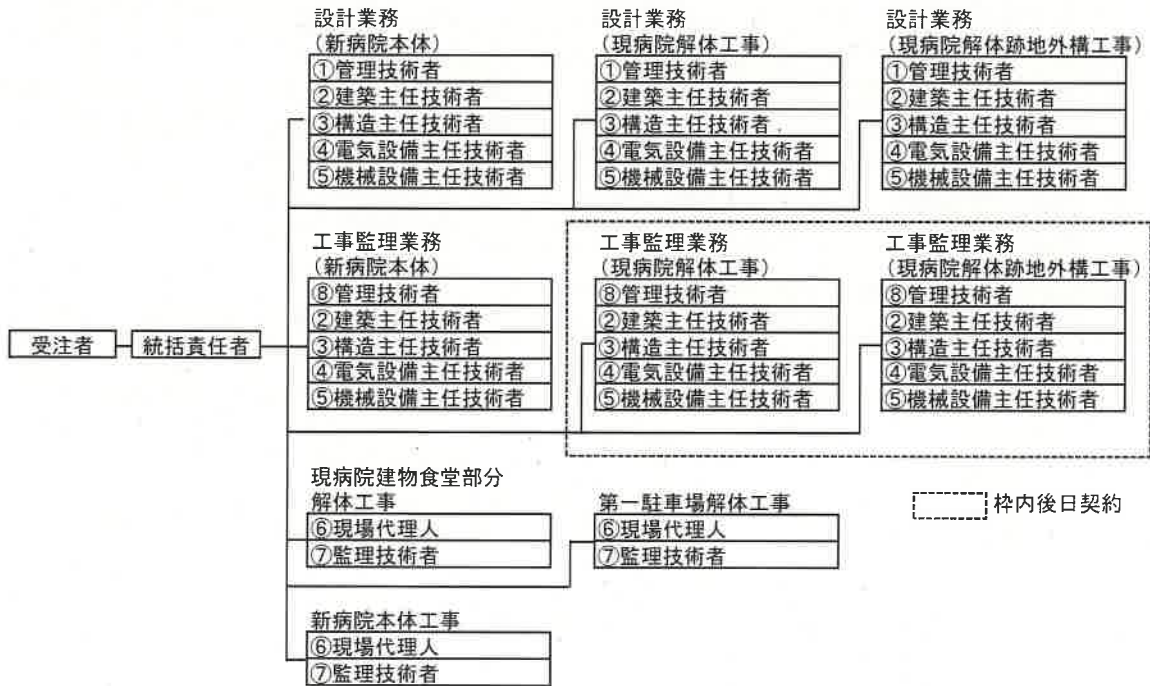
- ① 現病院解体工事及び現病院解体跡地外構工事の設計業務の配置予定技術者の要件  
現病院解体工事の設計業務の技術者には、以下のアからキ要件を満たす各分野の技術者を各1名配置すること。
  - ア 管理技術者（全般の管理及び統括を行う者をいう。以下同じ。）は、一級建築士の資格を有すること。本体工事、現病院解体工事及び現病院解体跡地外構工事の工事監理業務の管理技術者との兼務は不可とする。
  - イ 建築主任技術者は、一級建築士の資格を有すること。
  - ウ 構造主任技術者は、構造設計一級建築士又は一級建築士の資格を有すること。
  - エ 電気設備主任技術者は、設備設計一級建築士又は建築設備士の資格を有すること。
  - オ 機械設備主任技術者は、設備設計一級建築士又は建築設備士の資格を有すること。
  - カ 上記アからオは設計業務を実施する者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者で、参加要件確認書類提出日において雇用期間が3か月以上経過しているものに限る。
  - キ アの管理技術者は現病院解体工事及び現病院解体跡地外構工事の工事監理業務の管理技術者との兼務はできない。
- ② 現病院解体工事、現病院解体跡地外構工事の工事監理業務の配置予定技術者の要件  
現病院解体工事、現病院解体跡地外構工事の工事監理業務の技術者には、次のアからク要件を満たす各分野の技術者を各1名配置すること。
  - ア 管理技術者（全般の管理及び統括を行う者をいう。以下同じ。）は、一級建築士の資格を有すること。設計担当企業、工事監理担当企業、設計共同企業体代表者又は、工事監理共同企業体代表者から選出されること。統括責任者の兼務を可とする。
  - イ 建築主任技術者は、一級建築士の資格を有すること。
  - ウ 構造主任技術者は、構造設計一級建築士又は一級建築士の資格を有すること。
  - エ 電気設備主任技術者は、設備設計一級建築士又は建築設備士の資格を有すること。
  - オ 機械設備主任技術者は、設備設計一級建築士又は建築設備士の資格を有すること。
  - カ 上記アからオは工事監理業務を実施する者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者で、参加要件確認書類提出日において雇用期間が3か月以上経過しているものに限る。
  - キ アの管理技術者は現病院解体工事あるいは現病院解体跡地外構工事の統括責任者との兼務を可とするが、この統括責任者が設計業務の管理技術者を兼任している場合には、不可とする。

ク 所属する企業が、現病院解体工事もしくは現病院解体跡地外構工事を受注した企業（複数の企業グループの場合その全ての構成企業）との雇用関係を有する者でなく、かつ、（１）共通要件⑥アの資本関係、イの人的関係、及びウのその他の関係を有する者でないこと。

なお、設計業務の各主任技術者と同一の役割の主任技術者での兼務は可とする。

(7) 受注者の模式図

設計・工事監理・建設工事の各業務等の実施体制を下図に示す。



※同番号は兼務可能

ただし、「(3) 本事業の工事監理業務を実施する者」の①と②及び「(6) 本事業のその他の配置予定技術者」の②に該当する者については、本事業の建設工事を実施する技術者が所属する部署以外から配置され、かつ、「(3) 本事業の工事監理業務を実施する者」の②ア及び「(6) 本事業のその他の配置予定技術者」の②アに該当する管理技術者については、本事業の設計業務の管理技術者が所属する部署以外から配置されること。

※新病院本体の設計業務と工事監理業務には、現病院建物食堂部分解体工事とこれに付帯する改修工事と外構改修工事及び第一駐車場解体工事及び本体工事に付帯する外構工事の設計業務と工事監理業務も含めるものとする。

4 応募者を構成する法人の変更

参加要件確認書類を提出してから契約締結に至るまでの間、応募者を構成する法人の変更は認めない。

5 参加要件確認基準日

参加要件確認基準日は、令和8年5月11日（月）とする。

なお、参加要件確認基準日とは、参加要件の確認等（一次審査）書類の提出期限であり、参加要件等の実績はその基準日以前に求めるものとする。

6 価格設定基準日

価格設定基準日は、令和8年10月15日（木）とする。

なお、基本設計以降は事業契約又は建設工事請負契約に従い、価格設定基準日を基に工事金額の調整を実施していく。

## 7 参加要件の喪失

第4.3に示す参加要件について、応募者がプレゼンテーションを実施する日までの間において当該要件を満たさなくなった場合、原則として当該応募者の参加資格を取り消すものとする。

また、プレゼンテーションを実施する日から事業契約（設計業務委託契約、工事監理業務委託契約、建設工事請負契約を含む。以下同じ）締結までの間において、優先交渉権者が第4.3に掲げる参加要件を満たさなくなった場合には、事業契約を締結しないことがある。また、当該次点者が第4.3に掲げる参加要件を満たさなくなった場合には、優先交渉権者との価格等の交渉不成立となっても当該次点者との事業契約に向けた価格等の交渉を行わないことがある。

## 第4 優先交渉権者選定のスケジュール等

### 1 優先交渉権者選定のスケジュール

優先交渉権者選定に当たってのスケジュールは、以下のとおりである。

スケジュール	優先交渉権者選定プロセス
令和8年4月9日（木）	プロポーザル公告、実施要領等の交付開始
令和8年4月17日（金）	実施要領等に関する質問の第1回提出期限 守秘義務の遵守に関する誓約書提出期限
令和8年4月24日（金）	実施要領等に関する質問への第1回回答公表期限
令和8年4月28日（火）	実施要領等に関する質問の第2回提出期限
令和8年5月1日（金）	実施要領等に関する質問への第2回回答公表期限
令和8年5月7日（木）～ 令和8年5月29日（金）	現地見学会開催
令和8年5月11日（月）	参加表明書の提出期限 現地見学申込書の提出期限 参加要件の確認等（一次審査）書類の提出期限
令和8年5月15日（金）	第1回個別対話参加申請書の提出
令和8年5月29日（金）	第1回個別対話議題内容等申請書の提出
令和8年6月4日（木）	参加要件の確認等（一次審査）結果の通知 第1回個別対話実施要領の通知
令和8年6月8日（月）～ 令和8年6月12日（金）	第1回個別対話（予定）
令和8年6月30日（火）	第1回個別対話回答
令和8年7月3日（金）	要求水準書等に関する質問の提出期限 第2回個別対話参加申請書の提出
令和8年7月17日（金）	第2回個別対話議題内容等申請書の提出
令和8年7月23日（木）	第2回個別対話実施要領の通知
令和8年7月27日（月）～ 令和8年7月31日（金）	第2回個別対話（予定）
令和8年8月3日（月）	要求水準書等に関する質問回答公表、 プレゼンテーション実施要領通知
令和8年8月21日（金）	第2回個別対話回答
令和8年9月30日（水）	技術提案書、その他関連書類の提出期限
令和8年10月15日（木）	提案見積書提出期限
令和8年10月30日（金）	プレゼンテーション
令和8年速やかに	優先交渉権者と次点者の決定、通知

## 2 実施要領等の交付

実施要領等の交付は、第10.4に掲げる事務局より交付する。なお、実施要領等の交付を希望する者は、発注者のホームページに記載した方法により実施要領別添資料3「様式集」の(様式1)「守秘義務の遵守に関する誓約書」を入手し、記入の上、第10.4に掲げる事務局へ提出したものに限り交付する。

### ① 受付期間

令和8年4月9日(木)～令和8年4月17日(金)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前10時00分から午後5時00分まで。ただし、令和8年4月17日(木)は正午まで。

### ② 提出方法

(様式1)「守秘義務の遵守に関する誓約書」に実施要領等の交付を希望する者の代表者が記名押印のうえ、電子メールで下記提出先に写しを提出し、追って本証1部を郵送すること。件名を「富士市立中央病院\_守秘義務の遵守に関する誓約書」とすること。なお、電子メール送信後に、必ず下記提出先へ確認の電話をすること。

### ③ 提出先

第10.4に掲げる事務局とする。

## 第5 実施要領等の公表・交付

本プロポーザルの実施要領は病院ホームページからダウンロードできる。